

○宇都宮市食育推進会議条例

平成 18 年 3 月 24 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 食育基本法(平成 17 年法律第 63 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、宇都宮市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 食育推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第 3 条 食育推進会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。